



ひとり親世帯への臨時特別給付金申請はお済みですか？

☎ 子ども教育課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、子育て負担の増加や収入が減少したひとり親世帯に対する支援を行うため、国が定めた要件に該当するひとり親世帯に給付金が支給されます。

対象者	給付額
ア 6月分の児童扶養手当を受給している、追加給付の申請をされていない人のうち、 新型コロナウイルス感染症の影響 で収入が減った人	■追加給付 1世帯 5万円 ※基本給付は対象者へ 8月末に給付済み
イ 公的年金等受給により、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止となっている人	■基本給付 1世帯 5万円 (第2子以降 1人 3万円加算あり) ■追加給付 1世帯 5万円
ウ 新型コロナウイルス感染症の影響 で、令和2年2月以降、1か月でも児童扶養手当を受給している人と同水準まで収入が減った人	■基本給付 1世帯 5万円 (第2子以降 1人 3万円加算あり)

※**アイウ**の対象者となる人のうち、令和2年5月末までに児童扶養手当を申請し受給資格認定を受けている人へは、8月の現況届案内時にお知らせ済みです。

※**アイ**の追加給付は、生活保護受給者については給付対象外となります。

※**「新型コロナウイルス感染症の影響」**とは、例えば、子どもの学校などの休校に伴い欠勤した、外出自粛要請などで労働時間が減った、解雇された、内定が取り消された、求職活動に影響があったなど広く該当します。

※児童扶養手当の申請要件には該当するが、公的年金を受給している、所得が児童扶養手当受給水準を超えているなどの理由で申請をされていない人でも、**イウ**の条件に該当する場合はお問い合わせください。

(イの例)ひとり親世帯で公的年金(遺族年金や障害年金など)受給により、手当の全額支給停止が想定されるため児童扶養手当の申請はしていないが、平成30年中の年金を含む収入合計が児童扶養手当と同水準である。

(ウの例)離婚してひとり親世帯だが、本人または同居家族の所得が受給水準を超えているため、手当の全額支給停止が想定され今まで申請しなかったが、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け児童扶養手当受給水準にまで収入が減った。



町立保育園・認定こども園で働く保育士・調理員を募集します

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

町立保育園・認定こども園で働く会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集します。詳しくは下表のとおりです。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

募集職種	条件	1日勤務時間	勤務日数	給与	勤務場所	
保育士	クラス担任	保育士資格・幼稚園教諭免許を有する人	7時間45分	月 21日程度	月額 193,132円～	町立保育園
	フルタイム	または	7時間45分	月 21日程度	月額 164,194円～	
	パート	保育士資格を有する人	7時間45分以内※	要相談※	時給 1,008円	
調理員	フルタイム	調理師免許を有する人	7時間45分	月 21日程度	月額 157,304円	認定こども園
	パート	調理師免許の有無は問わない	7時間45分以内※	要相談※	時給 951円	

※勤務形態に応じて、社会保険ならびに雇用保険(週20時間以上の勤務かつ月額88,000円以上となった場合)へ加入、または雇用保険のみ加入する場合があります。

▶ **各種手当** 通勤手当、期末手当(賞与)など有り

▶ **提出書類** ①須恵町会計年度任用職員履歴書 ②該当する職種の資格証(免許証)の写し

▶ **提出先** 子ども教育課 1階4番窓口

☎…問い合わせ先



税務署での相談は、事前の予約をお願いします

☎ 税務課 賦課係 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131)

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など)については、電話などで所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

※確定申告期間中は変更になりますので、1月に国税庁ホームページもしくは広報すえ1月号にて確認をお願いします。

STEP 1

所轄の税務署へ電話をかけます。
※受付8時30分～17時
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)
香椎税務署 ☎ 661-1031

STEP 2

音声案内に従い「**2**」を選択
※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「*」・「#」を押してから番号を選択してください。

1 電話相談センター(制度や法令などの解釈・適用についての一般的なご相談)

- 2 申告相談の事前予約など
 - 3 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談など
 - 4 納税の猶予制度についてのご相談など
- (注)所得税などの確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談などが追加されます。

STEP 3

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。

職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」などをお尋ねし、予約を受け付けます。

また、相談日に必要な書類などをお伝えしますので、当日ご持参ください。

国税庁HP



☎ 香椎税務署 ☎ 661-1031



令和3年度償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

☎ 税務課 賦課係 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線136・140)

償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している人、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けている人などが、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具・器具、備品など(土地・家屋を除く)の資産のことで、固定資産税の課税対象となります。

▶ 申告が必要な人

令和3年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人、または他の事業者などに貸し付けている人
※「新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産の軽減(中小事業者対象)」の申請をされる人は、令和3年度償却資産申告書と合わせて「特例申告書」などの提出が必要です。

▶ 申告期限 令和3年2月1日(月)まで

▶ 申告書の送付

昨年度に須恵町の様式を用いて申告された人や、新たに店舗併用住宅や共同住宅などを建てられた人、および須恵町に事業所を開設された人には、12月中旬に償却資産申告書一式をお送りします。

償却資産申告書が届かない場合や、新たに送付が必要な場合は、税務課 賦課係 固定資産税担当までご連絡ください。

▶ 償却資産の対象となるもの(業種別の例)

業種	対象となるもの
共通	パソコン、事務机、エアコン、駐車場設備、太陽光発電など
不動産貸付業	外構工事(門、塀、緑化施設、フェンスなど)、自転車置場など
小売業	商品陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、自動販売機など
飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケ機器、日よけなど
工場	受変電設備、加工機械・設備、看板、構内舗装など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、発電機、ポンプなど
自動車整備業	プレス、オートリフト、充電器、ジャッキ、溶接機、防壁など
医院 歯科医院	各種医療機器(ベット、手術台、X線装置など)、待合室用いすなど

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。

☎…問い合わせ先